

「森林・林業・木材産業への投資のあり方に関する検討会」設置要領

1 趣旨

令和3年6月に改定した森林・林業基本計画（令和3年6月15日閣議決定）においては、森林・林業・木材産業による「グリーン成長」の実現を掲げているところである。

国内においては、森林信託等による森林の集約化、効率化の動きや社有林を活用した環境社会への貢献の動きがみられる中、農業法人に対する投資の円滑化に関する特別措置法（平成14年法律第52号）が改正され、林業分野にも投資対象が拡大されたほか、環境省では、令和4年度に新たな脱炭素出資制度の創設が検討されるなど、「グリーン成長」の実現に向け、森林の整備や利用をテーマとした投資の可能性が拡がりつつある。

こうした中で、森林・林業・木材産業への投資が、どの様な形で行われる可能性があり、また、どのような形で行われることが森林・林業基本計画の推進上望ましいかについて、有識者の意見を幅広く伺い、適切な政策推進手法を模索するため、林野庁長官の私的諮問機関として、本検討会を設置する。

2 検討会委員及び運営

- (1) 委員は、別紙のとおりとする。
- (2) 委員の任期は、1年とする。
- (3) 委員が欠席する場合は、座長の了解を得て、当該委員が選任する者を代理人として出席させ、当該代理人に意見の表明や説明を求めることができる。
- (4) 検討会を欠席する委員は、座長を通じて、検討会に付議される事項につき、書面により意見を提出することができる。
- (5) 座長は、委員の互選により選任する。
- (6) 座長は、必要に応じ座長代理を指名することができる。
- (7) 座長は、委員のほか、必要に応じて委員以外の者を会議に出席させ、意見の表明や説明を求めることができる。
- (8) 検討会に、オブザーバーとして他府省の職員等の出席を求めることがあるとする。
- (9) 座長が必要と認めるときは、委員（上記(3)の代理人、(7)の委員以外の者及び上記(8)のオブザーバーを含む。）は、Web会議システムを利用して検討会に出席することができる。
- (10) その他検討会の運営に必要な事項は、座長が定めるところによる。

3 検討会及び配布資料等の公開について

- (1) 本検討会の公開について
率直かつ自由な意見交換を確保するため、原則として、公開しない。
- (2) 議事概要及び資料の公開について
議事概要については、発言者を明示しない形で事務局において作成し、参加者の確認を受けた上で公開する。
事務局作成資料については、原則として公開するものとする。参加者の提出資料等については、資料提供者と相談の上、対応を決定するものとする。

4 事務局

検討会に係る事務は、林野庁林政部企画課において処理する。

(別紙)

「森林・林業・木材産業への投資のあり方に関する検討会」 委員名簿
(五十音順、敬称略)

安藤 範親 (株)農林中金総合研究所 主事研究員
宇都木 玄 (国研)森林研究・整備機構 森林総合研究所
研究ディレクター (林業生産技術研究担当)
大島 英彦 (株)日本政策金融公庫 特別参与
佐々木 太郎 全国森林組合連合会 参事
龍原 哲 東京大学大学院農学生命科学研究科 准教授
本郷 浩二 (一社)全国木材組合連合会 副会長
松本 晃 (株)日本政策投資銀行 地域調査部参事役
森澤 充世 (一社)CDP Worldwide-Japan 理事、ディレクター